

1. 建築物

[1] 出入口

整備の基本的考え方

建物の玄関、駐車場への出入口、及び各室への出入口は高齢者や障害者が円滑に利用できるよう、有効幅員の確保、開閉の容易な扉および段差の解消を行う。

整備基準

(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定又は多数の者が利用する各室（宿泊施設の客室については[11]客室の項の基準に適合する客室に限る。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

イ 幅は、内法を80cm以上とすること。

ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している「車いす使用者」が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 直接地上へ通ずる前号に定める構造の出入口には、ひさし、車寄せ上屋その他これらに相当するものが設けられていること。

さらに望ましい基準

・直接地上へ通ずる出入口の幅は1以上を120cm以上とし、その他は内法を90cm以上とすること。

・120cm以上にした戸のうち1以上は自動開閉その他は車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。

・戸は廊下等に突出しない構造とすること。

○ 解説

※直接地上へ通ずる出入口：玄関などの出入口。

※内法を80cm以上：内法80cmは車いすで通行可能な最小寸法。

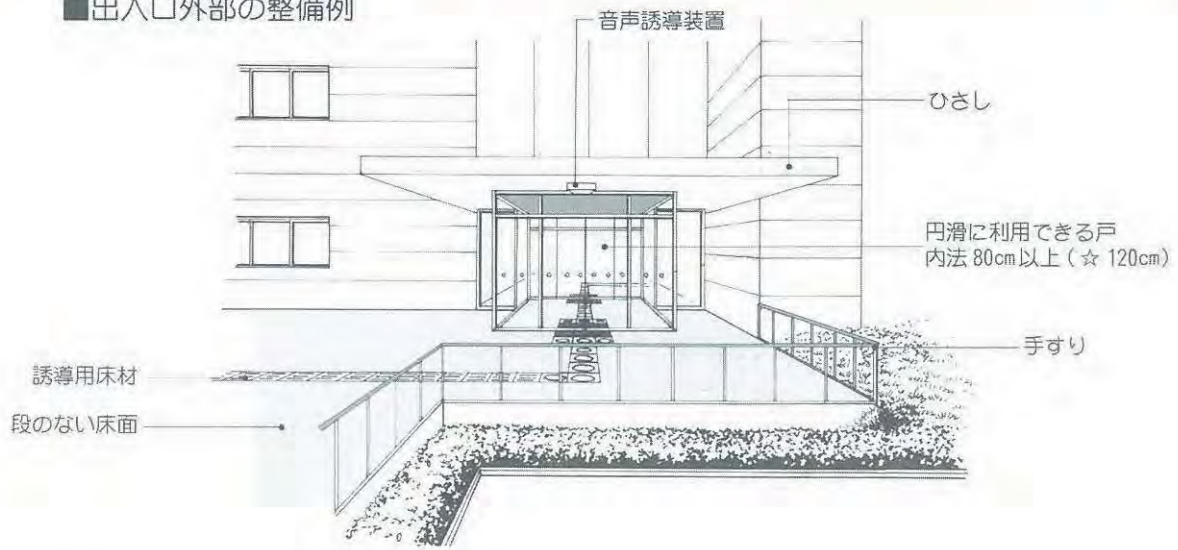
※支障となる段：車いす使用者が通過する際に、1cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

○ 配慮事項

- ・風除室を設ける場合は風除室内で自動扉が感知しない空間を長さ1m以上確保し、車いすが入った場合でも両側の扉が開くことのない構造とし、必要に応じて手すりを設けること。
- ・施設案内、点字標示、誘導鈴又は音声誘導装置、インターホンなどを配置して安全性、利便性の向上を図ること。
- ・戸は一般に自動ドア、引き戸が望ましく、回転扉及び戸の前に余裕のない開き戸は車いす使用等の使用が困難である。

参考解説図

■ 出入口外部の整備例



■ 出入口内部の整備例



■ 開閉が容易で円滑に利用できる構造の出入口

